

渋川中央病院面会規定

第1条 目的

本規定は、入院基本料等の施設基準等における通則及び入退院支援加算に関わる施設基準に基づき、入院中の患者と家族等の面会について必要な事項を定め、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持及び円滑な退院支援に資することを目的とする。

第2条 面会基準（各病棟別）

1.治療およびリハビリテーションに応じて各病棟別面会基準を設ける。

面会場所は、病室又は病棟内面会スペースとする。

A 病棟：

面会時間 毎日 14：00～16：00

面会対象 16 歳以上の親族まで

面会人数 2 名迄 面会時間 15 分間

B 病棟：

面会時間 毎日 14：00～16：00（予約制）

面会対象 16 歳以上の親族まで

面会人数 2 名迄 面会時間 15 分間

C 病棟：

面会時間 毎日 14：00～17：00

面会対象 16 歳以上の親族まで

面会人数 2 名迄 面会時間 15 分間

2.面会者は、患者の安全・療養環境の維持のため、手指衛生、マスク着用等の感染対策に協力する。また、発熱・咳・下痢等の有症症状時は面会を控える。

第3条 緊急時などの対応

患者急変時や看取り期、治療に関する重要な意思決定が必要な場合などは、面会時間、人数、方法等については個別に柔軟な対応を行う。

第4条 面会制限を行う場合

院内または地域における感染症の拡大等やむを得ず面会の制限が必要な場合も、必要以上の制限とならないよう、病状や必要性に応じて柔軟に配慮する。

第5条 周知及び見直し

本規定の内容は、病棟内に掲示及び病院公式ホームページの掲載により患者及び家族等に周知する。

本規定は、医療情勢、関係法令、診療報酬改定等に応じ、必要に応じて随時改定する。

付則

本規定は、2026 年 6 月 1 日より施行する。

病院長